

8月は(親)ひとり親家庭等医療費助成制度現況届の提出月です。

事務連絡
令和7年7月22日

ひとり親家庭等医療費助成制度受給者様

瑞穂町福祉部子育て応援課長
清水 健吾
(公印省略)

令和7年度ひとり親家庭等医療費助成制度 現況届の提出について

同封した提出書類をご記入・添付書類をご準備の上、期間内に提出してください。
(※提出後の審査結果により、資格消滅となる場合があります。)

1 受付期間 令和7年8月1日(金)から同月29日(金)まで(土・日曜日・祝日を除く)

- 2 提出方法
- ①窓口：庁舎1階子育て応援課
 - ②郵送：期間内に郵送してください。郵送料は個人負担となるため、郵便料金を確認し、郵送してください。
※7月中の受付はできません。書類は8月1日以降の日付で記入してください。
※内容が不備等により、再来庁していただく場合があります。
※郵送による書類紛失等の責任は、負うことができません。

3 特設窓口 (土・日曜日を除きます。夜間受付は行いません。)

受付日	受付時間	受付場所
8月1日(金)～8日(金)	午前9時～午後4時30分	役場庁舎1階ホール

4 提出書類

◎全ての受給者が提出するもの

- ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書(兼現況届)(藤色の用紙)
- 加入医療保険の状況が確認できるもの(健康保険被保険者証、資格確認書等)のコピー
※受給者と対象児童全員分(乳)子(青)の児童も対象児童に含みます。)

◎該当があれば提出していただくもの

- マイナンバーによる情報連携の「同意書」又は「令和7年度住民税課税(非課税)証明書(所得・扶養人数・控除記載のあるもの)」
※令和7年1月1日現在、瑞穂町に住居登録がなかった受給者又は扶養義務者の方
- 「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」
※令和6年12月末日現在16歳以上19歳未満の親族(平成18年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた児童)を税法上の扶養親族とした方
- 「養育費等に関する申告書」
※同封されている方

必ず裏面もお読みください。

5 就労相談窓口

現況届受付期間中に就労相談等の窓口を開設します。

相談は予約された方が優先になります。詳細は同封のチラシをご覧ください。

○日 時 8月5日(火)、8日(金)

午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

○場 所 役場庁舎相談室

○相談員 西多摩福祉事務所就業支援相談員

母子・父子自立支援員

ハローワーク青梅就労支援ナビゲーター (※8月8日のみ)

6 注意事項

- ・同封した記入例を確認しながらご記入ください。
- ・黒ボールペンでご記入ください(消えるボールペンや鉛筆は、使用しないでください)。
- ・郵送した書類は、全て自宅で記入し、受付時間の短縮にご協力ください。
- ・特設窓口では、記入が終わっている方から受付をしますので、順番が前後する場合があります。
- ・受付状況によってお待たせする場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ・特設窓口がない日は、子育て応援課窓口で受け付けます。

同居者の増減や加入している医療保険に変更があった場合は、手続きが必要です。子育て応援課の窓口までお越しください。



受給資格の継続、消滅等について

- 継続してひとり親家庭等医療費助成制度の対象となる方には、令和7年12月下旬に新しい『医療証』を郵送します。
- 現況届を審査した結果、受給資格が消滅となる方には、後日、『消滅通知』を郵送します。その場合、令和8年1月1日から同年12月31日までは医療費助成の対象外となります。※令和9年1月以降の受給資格については、改めて申請が必要となります。
- 所得審査は申請者だけでなく扶養義務者も対象です。同居者の状況や所得超過等により消滅となる場合があります。
- 現況届の提出がないまま5年が経過すると、時効により資格が消滅となります。

問合せ先

〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援係
TEL 042-557-7624 (直通)



瑞穂町公式キャラクター

「みずほまる」